



監督署の指導動向と企業の対応

●監督官の業務

①監督指導業務 ②安全衛生業務 ③労災補償業務この3つの業務を全ての業務を行います。平成29年3,291人の監督官がいます。

監督署には主任監督官がいて、その下に「ヒラ監」と呼ばれる一般監督官がいます。

監督官は単独で仕事を進めていき、チームを組んで仕事はしません。

●監督指導の方向性

毎年労働局が出す「地方労働行政運営方針」の中に「重点的に調査する項目」があります。

近年は「長時間労働削減」が最重要課題として取り上げられています。

厚労省の長時間労働削減推進本部から「残業時間が80時間を超える」という情報があつた企業に対しては監督指導を実施するように指示が出ています。

●ノルマがある

「監督指導実施年間計画」があり、年間計画に沿って各月ごとの業務が監督官に割り当てられ、監督官はそれに従って企業の監督をこなしていきます。これが「ノルマ」ということになります。

●監督官がやってくる

監督官が行う行政上の調査・指導のことを「監督」と呼んでいます。

事前に監督調査の通知が届く場合もありますが、突然、会社にやってくることもあります。

突然訪問に対しては業務の都合や担当者が不在などで対応できないこともありますから、「突然来られても対応できないので、日程を調整してください」と答えましょう。「拒否」するわけではありませんから「違法行為」ではありません。

そもそも「突然やって来て対応しろ」ということが社会通念上、社会人として非常識なことですよ。

●社労士も監督官になる

監督官の人員不足について監督業務の「民間委託」という議論が行われ、監督官の業務を「社労士」などの民間に委託するという方向で決着しました。つまり、監督官の代わりに「社労士」を活用して企業の監督業務を行うということです。先日の調査では署長が対応したので驚いて聞いてみると、「人員不足なので…」という回答でした。監督署も人手不足で加重労働ですね(笑)

●監督官は改善のきっかけと捉える

労働者保護とはいえ、企業経営が傾けば真っ先に不利益を被るのは労働者です。

例えば、お客様に対して「働き方改革なので業務時間外は対応しません」と応えたら「他に頼むから、もう頼まないよ」と言われます。結果、売上も減ります、給料・賞与も減ります、採用を止めます、余剰人員を解雇します…最後は労働者が切られます。

監督官のなかには労働者側に偏って裁判官気取りで威張っている監督官もいます。

一方では、企業経営を理解していて、経営と労働のバランスを考え、建前と本音も理解している監督官もいます。しかし、監督官の人間性に関係なく、監督官にペコペコしてご機嫌をとる必要もなく、毅然とした態度で臨めばいいのです。

監督官よりも、社員と向き合っただけで改善していく姿勢が大事だと思います。

未来に向かって企業経営を改善していくチャンスと捉えて、経営に向き合えば良いと思います。



●助成金の案内です！

「中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）」【1人 57万円】

【問1】どんな助成金ですか？

【答】育児休業の円滑な取得及び職場復帰を行った場合に中小企業事業主に対して助成金を支給します。

【問2】どのような企業が支給対象になりますか？

【答】以下の条件を満たしている企業です。

1. 産休に入る女性労働者がいること
2. 一般事業主行動計画を労働局に届出していること
3. 育児介護休業規程を作成してあること

【問3】妊娠した女性労働者が現れた後会社は何をすればいいのでしょうか？

【答】上司又は人事労務担当者が妊娠した女性労働者と面談をする必要があります。その際、会社は面談した内容を記録しておく必要があります。（助成金専用の面談シートを使う）

【問4】面談をした後に会社は何をすればいいのでしょうか？

【答】育児休業取得者のための「育休復帰支援プラン」を作成します。

「育休復帰支援プラン」とは、面談した内容を基に業務の引継ぎスケジュールを作成し、そのプランを全労働者に周知することです。（助成金専用のプランシートを使う）
「育休復帰支援プラン」に基づき業務を引き継ぎ産前産後休業が終わり育児休業に入ると支給申請できます。

【問5】この助成金を申請するにあたって会社が注意することはありますか？

【答】育児休業終了後は、**現職への復帰が必要です。**

ここで言う、現職復帰とは、育休前と同じ業務、同じ勤務時間、同じ給与である必要があります。但し、育児介護休業法による短時間勤務制度に基づく勤務時間の短縮による場合は、短時間に変更してもよい。

【まとめ】この助成金は、1事業主2人まで支給。（無期労働者1人 有期労働者1人）
面談は、産前休業前に行って下さい。産後に面談した場合は不支給になるので、注意が必要です。会社が、今までやっていたことを普通にすればどの会社でも受給が可能なので、対象者が出た場合はぜひ申請を！